

なくそう！望まない受動喫煙

改正健康増進法には、すべての人に「喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮すること」が義務付けられています。さらに、4月1日からは、同法の全面施行に伴い、多くの人が利用する全ての施設が「原則屋内禁煙」となります。ルールの順守にご協力ください。

受動喫煙とは？

人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされることを「受動喫煙」といいます。

また、吸い口から喫煙者本人が吸う煙を「主流煙」、火がついた部分から立ち上がる煙を「副流煙」といい、副流煙は主流煙よりも有害物質を多く含んでいます。

受動喫煙による健康被害

受動喫煙は、喫煙者本人だけではなく、その煙を吸ってしまう周囲の方にも影響を与えてしまいます。特に肺がん、脳卒中、心臓疾患などのリスクを高め、年間1万5000人がその影響で亡くなっていると推定されています。また、妊娠中の方は早産や流産、子どもは乳幼児突然死症候群、呼吸器疾患、小児がんになるリスクも高くなります。

埼玉県受動喫煙防止対策 実施施設等認証制度

受動喫煙防止対策に積極的に取り組み、法律上の義務を上回る対策実施施設を認証する制度です。認証されると、認証書・認証ステッカーが交付され、施設名などがホームページで公開されます。

問合せ 県健康長寿課 ☎048・830・3582



詳しくはこちら

改正健康増進法に関する問合せ先

健康増進法の一部を改正する法律に関するご質問、ご意見は厚生労働省コールセンターまで（☎03・5539・0303 / 受付時間 9時30分～18時15分（土、日曜・祝日は除く））



詳しくはこちら

健康増進法の一部を改正する法律の概要

【考え方】

- ①「望まない受動喫煙」をなくす
- ②受動喫煙による健康被害が大きい子ども、患者に特に配慮
- ③施設の類型・場所ごとに対策を実施

【ルール】

- ①多くの施設で屋内が原則禁煙
- ②20歳未満の方は、喫煙エリアに立ち入り禁止
- ③屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要
- ④喫煙室には標識掲示が義務付け

＼始まっています！

令和元年7月1日から「敷地内禁煙」

屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

＼始まります！

4月1日から「原則屋内禁煙」に

喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

🏥 病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎など

🍴 飲食店

🏢 オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、そのほか全ての施設

飲食店の方には、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって経過措置があります。

- 4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
- 客席面積は100㎡以下ですか？

※ すべて「はい」の場合、経過措置があります。小規模な飲食店は、事業継続に影響を与えることが考えられるため、例外的に飲食を提供できる喫煙可能室を設置できます。詳細はこちらから→



令和2年度の固定資産課税台帳などの閲覧・縦覧

問合せ 税務課資産税担当

閲覧ができる方	持ち物
固定資産の所有者、納税管理人	本人確認書類 ※
賦課期日の翌日(令和2年1月2日)以後の新所有者	本人確認書類 取得の事実が確認できる契約書
所有者の代理人(市内の同一世帯の方)	本人確認書類
所有者の代理人(上記以外の方)	本人確認書類 所有者が記入した委任状
所有者の相続人	本人確認書類 所有者との関係がわかる戸籍謄本
借地人、借家人	本人確認書類 借地、借家の事実が確認できる契約書

固定資産課税台帳の閲覧
日時 4月1日(水)～令和3年3月31日(水)
場所 市役所1階税務課
 土地、家屋、償却資産の固定資産を所有する方などは、固定資産税と都市計画税の内容が確認できます。

縦覧ができる方 (固定資産の所有者でも非課税や免税点未満により納税されない方は縦覧できません)	持ち物
土地、家屋の固定資産税の納税者 土地、家屋の固定資産税の納税者と同一世帯の方 (市内の同一世帯の方) 納税管理人	本人確認書類
納税者の代理人(上記以外の方)	本人確認書類 納税者が記入した委任状
納税者の相続人	本人確認書類 納税者との関係がわかる戸籍謄本

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
期間 4月1日(水)～5月30日(土)
場所 市役所1階税務課
 土地・家屋の固定資産税の評価額が適正であるか、他の土地・家屋と評価額を比較することが出来ます。

※ 本人確認書類は運転免許証、マイナンバーカードなどで

軽自動車・バイクなどの変更手続き

問合せ 税務課市民税担当

車種別の取扱い窓口

車種	取扱い窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	税務課市民税担当
軽自動車(二輪・126cc～250cc以下) 二輪の小型自動車(251cc以上)	埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所 所沢市大字牛沼688-1 ☎050・5540・2029(自動音声案内)
軽自動車(四輪)	軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所 三芳町大字北永井360-3 ☎050・3816・3111

軽自動車税(種別割)四輪の税率
 平成27年4月1日以後
 軽自動車税(種別割)は4月1日の所有者に課税される税金です。
 名義変更・住所変更(転入・転出)・廃車の手続きを済ませていない場合は、3月中に手続きをお願いします。
 詳細は、各取扱い窓口にお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)年額

令和2年度(区分)		新税率	旧税率	重課税率	取扱い窓口
軽自動車(種別割)	四輪乗用	営業用 6900円	5500円	8200円	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 ☎050・3816・3111
		自家用 1万800円	7200円	1万2900円	
	四輪貨物	営業用 3800円	3000円	4500円	
		自家用 5000円	4000円	6000円	

降に最初の新規検査(初度検査)を受ける車両に適用されます。
重課税率 平成28年度より導入されています。4月1日時点で、最初の新規検査(初度検査)から13年を経過している車両(平成19年3月以前に検査している車両)を所有している場合に、適用されます。
 ※ なお、原動機付自転車および軽二輪などは、令和元年度と同じ税率です

身近で便利！若葉駅前出張所(ワカバウォーク1階)

問合先 若葉駅前出張所 ☎272・5611



住民票などの証明書発行や医療費助成金支給申請書の受付、パスポート申請(市民専用)など、各種行政サービスを行っています。

行政サービスコーナー

業務日・時間

月～金曜日

9時～17時30分

(木曜日のみ9時～21時)

休業日

土・日曜日、祝日、年末年始

取扱業務

【証明書の交付など】

住民記録関係

- ・住民票(除票)の写し
- ・印鑑の登録
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票記載事項証明書

- ・年金現況届
- ・不在住、不在籍、不在住不在籍証明書など

戸籍関係

- ・戸籍全部、個人、一部事項証明
- ・除籍謄本、抄本
- ・身分証明書
- ・戸籍附票
- ・戸籍届出受理証明書
- ・母子手帳への出生証明など

税関係

- ・住民税決定証明書
- ・所得証明書
- ・非課税証明書

【申請書類の受付業務など】

- ・つるバス・つるワゴン特別乗車証の申請・交付(高齢者・障害者)
- ・税金などの口座振替依頼書
- ・子ども医療費助成金支給申請書
- ・ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書
- ・重度心身障害者医療費助成金請求書
- ・国民健康保険被保険者証再交付申請書(後日郵送対応)
- ・国民健康保険高額療養費支給申請書
- ・後期高齢者医療被保険者証再交付申請書(後日郵送対応)
- ・後期高齢者医療高額療養費支

給申請書

- ・市町村交通災害共済の加入手続など

【業務時間外の各種証明書(戸籍証明を除く)の予約受取】

対象

本人および同一世帯の方に限り
ます(委任状の対応はできません)。

受取時間

月～金曜日17時30分～20時30分

(木曜日を除く)、土・日曜日、祝日9時～20時30分

予約方法

事前に電話で若葉駅前出張所へ

受取方法

平日の場合 当日受付で、受取希望日の17時30分までに電話予約

土・日曜日、祝日の場合 同一

週受付で、月～金曜日の17時30

分まで(木曜日は21時まで)に電

話予約(月曜日が祝日の場合は前

の週に予約を受け付けます)

【出張所で取り扱っていない業務】

- ・転入、転居、転出、世帯分離、世帯合併などの住民異動に伴う届出
- ・婚姻、離婚、出生、死亡などの戸籍の届出
- ・税金、保険料の収納
- ・納税証明書、評価証明書の発行
- ・マイナンバーカードの受け取り

パスポートコーナー

対象 市に住民登録、または居所のある方

業務日・時間

申請 月～金曜日9時～16時30分

※ 土・日曜日、祝日、年末年始を除く

交付 月・火・水・金曜日9時～

17時30分、木曜日9時～21時、日

曜日9時～17時30分

※ 土曜日、祝日(日曜日を除く)、

年末年始を除く

※ 申請と交付の業務日・時間が

異なりますのでご注意ください

問合先 ☎272・5622



住所の届出は正しく行われていますか？

問合先 市民課住民記録担当

住民票の住所変更

住民票（住民基本台帳）には、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当、選挙人名簿への登録など、各種行政サービスの基礎となっています。

行政サービスを確実に受けられるようにするため、引越などにより住所を移した方は、速やかに住民票の住所変更の届出を行ってください。

現住所で住民登録をしていない方や登録が抹消されたままの方は、正しい住民登録が必要です。

また、次のような場合でも、住所の異動手続きが必要です（状況により判断が異なることがあります）。

- ・入学、就職、転勤などで、一時的に家族のもとを離れる場合
- ・一年以上、海外で生活する場合

※ 正当な理由がなく届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります

他の市区町村に転出・転入される場合

住民票のある市区町村に転出届を提出し、転出証明書を受け取ります。

その後、転入先の市区町村に、転入した日から14日以内に転出証明書を添えて転入届を提出します。

※ マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書が不要になる特例転出、特例転入ができます

同一の市区町村内で転居される場合

転居した日から14日以内に転居届を提出します。

マイナンバーなどの住所変更

「通知カード」や、身分証明書となる「マイナンバーカード（個人番号カード）」、また「住民基本台帳カード」は、住所を最新のものにする必要がありますので、届出時にご持参ください。詳しくは、お問い合わせください。



詳しくはこちら

市民センター「窓口」の曜日が変わります

問合先 地域活動推進課地域活動推進担当

4月1日から、市民センターの職員は、「火曜日から土曜日まで」勤務します。

※ 日・月曜日と祝日は休みです

ここが変わります

土曜日に、施設使用料の支払い手続きや、住民票などの「予約交付」ができます。身

近な窓口として、気軽にお立ち寄りください。

ご注意いただきたいこと

日・月曜日と祝日は、住民票などの発行ができませんので、ご注意ください。

※ 詳しくは、市民センター職員にお問い合わせください

脚折雨乞特別観覧席などを実質2000円で

問合先 産業振興課商工労政担当

4年に1度開催される「脚折雨乞」は、今年の9月13日に開催される予定ですが、東京オリンピックの開催年と重なるため、会場設営や警備などに関する費用が高騰している状況です。

また、シテイプロモーションの一環として「脚折雨乞」も広くPRしており、来場者の方のために出店などにより賑わいを創出したいと考えています。

このため、4月よりガバメントクラウドファンディングを実施し、脚折雨乞の開催および賑わい創出の費用を募る予定です。

ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングのため、市民の方に対しては返



礼品の送付はできませんが、撮影スポット入場権および特別観覧席入場権は受け付けられる仕組みとします。

いただいた寄附は、原則として自己負担額の2000円を除いた全額が翌年度税控除の対象（収入や家族構成などに応じて一定の上限あり）となりますのでご検討ください。

詳細は、4月号にて、改めてお知らせします。

令和2年度集合狂犬病予防注射の実施

問合せ 生活環境課環境推進担当

生後91日以上の子犬の飼主は、毎年通常4月1日から6月30日の間に狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。

集合狂犬病予防注射を実施しますので、ご利用ください。

料金(犬1頭につき)

登録済の場合 3500円
(注射料2950円、注射済票交付手数料550円)

新規登録の場合 6500円
(注射料2950円、注射済票交付手数料550円、登録手数料3000円)

持ち物
集合狂犬病予防注射の案内はがき(問診票を記入の上、持参してください)

その他
集合注射会場で注射を打てる犬は、市に登録がある犬または新規登録を行う犬に限ります。

交付された鑑札および注射済票は首輪などに着け、犬表示シール(犬)は、門柱などの人の目につく所に掲示してください。

令和2年度集合狂犬病予防注射の日程(雨天決行)

月	日	時間	会場
4	16日(木)	9時30分～11時30分	鶴ヶ島文化会館(鶴ヶ丘28-4)
		13時30分～15時30分	新町中央広場(新町2-16)
	18日(土)	9時30分～11時30分	市役所来庁者用駐車場
		13時30分～15時30分	

※ 各会場の駐車スペースは、台数に限りがあります



動物病院での狂犬病予防注射済票の交付

問合せ 生活環境課環境推進担当

令和2年度注射済票の交付が受けられる動物病院一覧(50音順)

動物病院名	所在地	電話番号
アイビーどうぶつ病院	上広谷411-1	☎286・6301
いちかわペットクリニック	坂戸市中富町70-5	☎283・5111
いとう動物病院	三ツ木新町1-1-13 カインズ鶴ヶ島店2階	☎279・2244
犬と猫のクリニック てくてく動物病院	坂戸市緑町20-1	☎281・0363
えんだ動物病院	坂戸市泉町2-10-6	☎284・9110
狩野動物病院	下新田223	☎286・5200
ちば動物病院	鶴ヶ丘98-15	☎286・3847
鶴ヶ島ペットクリニック	松ヶ丘2-16-17	☎287・0786
動物往診+在宅ケアサービス にくぎゅう	上広谷391-65	☎299・6739
動物病院アロハナ	脚折1145-1	☎298・3955
ノヤ動物病院	日高市上鹿山143-19	☎042・985・4328
ピクシー犬猫病院	鶴ヶ丘849-6	☎285・7569
プリプリ動物診療所	富士見2-22-35	☎277・7120
ブン動物病院	坂戸市千代田2-9-1	☎288・2166
山田獣医科病院	坂戸市長岡50-1	☎288・2522
やまびこ動物病院	脚折町1-34-13	☎287・4344

市に登録している犬は、左記の動物病院で、狂犬病予防注射の接種後に注射済票の交付が受けられます。

動物病院で注射済票の交付手続きを行う場合は、市から送付された集合狂犬病予防注射案内はがきと手数料550円を病院へお持ちください。

『ひとつずつ いいね！で確認 火の用心』春季全国火災予防運動を実施しています

問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課 ☎281・3117

3月1日(日)から7日(土)は、春の全国火災予防運動週間です。皆さんもこの期間中に、ご家庭の防火対策を今一度、確認してみましよう。

令和元年の管内での火災発生原因ワースト3

- ・こんろ 8件
- ・放火(疑いを含む) 7件
- ・たばこ 6件

住宅防火 いのちを守る

7つのポイント！

3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 就寝時間帯の火災で亡くなる方が多いため、寝ているときにも火災に気づくことができるよう住宅用火災警報器を設置しましょう。

設置がお済みの方も、日ごろから機器の点検、清掃をお願いします。

電池の寿命や機器の劣化な

どを考慮し、設置後10年での交換が推奨されています。

②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する

寝たばこから寝具などに着火し、延焼拡大する火災が多くあります。火が燃え移らないよう防炎品を意識して使用しましょう。

③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する

初期の消火で火災による被害が大幅に軽減されます。消火器を設置するとともに、使い方を覚えましょう。

④お年寄りや身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる

ご近所同士で声をかけあい、火の用心に心掛け、火災を発見したら、大声で周囲に知らせ119番に通報しましょう。

火災予防に関するお問い合わせは消防本部予防課までご連絡ください。



消防組合HP

あいおいニッセイ同和損害保険(株)と包括連携協定を締結しました

問合せ 政策推進課政策担当

鶴ヶ島市とあいおいニッセイ同和損害保険(株)は、今後のまちづくりに向けて「包括連携協定」を締結しました。今後、同社と連携して、高齢者のための交通事故対策や空き家対策セミナーなどを行い、市民サービスの向上と地域活性化につなげていきます。



4月1日から違反対象物の公表制度が始まります

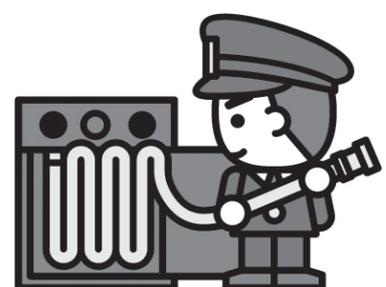
問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課 ☎281・3117

この制度は、立入検査により重大な消防法令違反の建物を公表する制度です。

公表対象となる建物は、飲食店、店舗、ホテル、遊技場、映画館などたくさんの方が利用する建物や、病院、福祉施設などの災害時に一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

重大な違反内容は、消防設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備)の設置義務があるにもかかわらず、設置されていないものです。

公表時期は、消防の立入検査で違反を確認し、建物関係



者に違反を通知した日から14日が経過しても違反が継続していると認められる場合に、違反のある建物について消防組合のホームページで公表します。

3月は自殺対策強化月間です

問合先 障害者福祉課障害者支援担当

自殺は「個人の問題」とされがちです。実際は、病気やケガ、失業や借金、介護や育児の負担、いじめや虐待、過労やストレスといった個人と社会の要因が絡み合い、「心理的に追い詰められた末の死」と言われています。

「死にたい」「生きたい」との気持ちの間で揺れ動き、不眠、体調不良、自殺をほめかす言動などのサイン(予兆)を発することが多いとされています。

このSOSに身近な人が気づき、声をかけ、耳を傾け、専門家につなげ、見守ることで、自殺は防ぐことができます。

この働きかける人を「ゲートキーパー(命の門番)」といいます。

現代社会では誰もが心の健康を損なう可能性があり、自殺を特別なことにせず、身近な問題として受け止めれば、一人ひとりは大切な人の「ゲートキーパー」です。

ゲートキーパーの役割

気づき・声かけ

元気がない、ため息が多い、

食欲がない、眠れていないなど、身近な人のいつもと違う様子が気になったら、自分なりに声をかけてみます。

耳を傾ける

しっかり相手と向き合い、言い分をそのまま受けとめます。うなずくだけでも十分です。これまで苦しんできたことをねぎらい、相手は「自分は独りでなかった」と安心できます。激励や説教は禁物です。

つなぐ

相談を受けた側は、一人で抱えず、内容によっては早めに病院や相談機関の専門家につなぎます。本人のプライバシーを守りながら、家族や上司・友人らの協力を求めます。

見守る

世話を焼き過ぎず、少し気に留める程度で、いつもと変わらぬ態度で、温かく、長い目で見守ります。

市の取り組み

毎月1回精神科医による「こころの健康相談(19ページ参照)」を開催しています。

また、保健師や精神保健福祉士が随時相談に応じています。

主な相談窓口

相談窓口	電話番号など
県立精神保健福祉センター(伊奈町小室818-2)	来所相談(電話予約制 平日9時~17時) ☎048・723・6811
埼玉県こころの電話	☎048・723・1447(平日のみ)
厚生労働省「こころの健康相談統一ダイヤル」	☎0570・064・556(平日9時~17時)
埼玉いのちの電話	☎048・645・4343(24時間365日)
チャイルドライン(18歳までの子ども用の無料の電話)	☎0120・99・7777(16時~21時)
暮らしとこころの総合相談会(さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮5階)	月2回木曜日15~19時 電話予約制 ☎048・782・4675
文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」	☎0120・0・78310(フリーダイヤル)
坂戸保健所(坂戸市石井2327-1)	☎283・7815(平日8時30分~17時15分)